

政策会議付議事案書（令和6年11月1日）

提案課名 人事課

報告者名 遠藤 一成

事案名	秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて	有 資料 無
目的・必要性	人事院では、国家公務員の給与水準を決定するため、常勤国家公務員と民間企業従業員の給与（月例給）や特別給（ボーナス）を調査比較し、その較差を解消するため勧告を行っており、本市の常勤一般職職員等の給与については、本年の人事院勧告等に基づき所要の措置を講ずることとしています。 このことを踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率について、本市の常勤一般職職員の期末勤勉手当の支給率の改定に準じて、所要の措置を講ずるものです。	
経過・検討結果	1 これまでの経過 本年8月 人事院が国会及び内閣に国家公務員の給与改定について勧告 2 期末手当支給率引上げによる影響額 計401,698円 市長 119,314円、副市長 195,380円（1人当たり97,960円） 教育長 87,004円 ※年間支給率 4.3月→4.4月	
決定等を要する事項	秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正し、期末手当支給率を0.1月分引き上げること。 ※ 人事院勧告等を踏まえた一般職の期末勤勉手当の支給率の引上げに準じて改正するものです。	
今後の取扱い	令和6年11月27日 改正条例の議案を上程 期末手当支給率の改正：公布日から施行し令和6年12月1日から適用	

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

本市職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げに準じて、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市特別職職員の給与等に関する条例（昭和 32 年秦野市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表以外の部分中「100 分の 215」を「100 分の 220」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 6 年 12 月の期末手当支給率の特例）

29 令和 6 年 12 月 1 日を基準日とする期末手当の支給率は、100 分の 225 とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市特別職職員の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第 29 項の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の条例附則第 29 項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市特別職職員の給与等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 号 秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧		
(期末手当等) 第3条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、又は死亡によりその職を離れた日現在）において、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額及びこれに100分の20を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 3－5 (略) 附 則 1－28 (略) <u>(令和6年12月の期末手当支給率の特例)</u> <u>29 令和6年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、100分の225とする。</u>	(略)	(期末手当等) 第3条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、又は死亡によりその職を離れた日現在）において、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額及びこれに100分の20を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table> 3－5 (略) 附 則 1－28 (略)	(略)
(略)			
(略)			

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市特別職職員の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第２９項の規定は、令和６年１２月１日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例附則第２９項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市特別職職員の給与等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。